

令和 6 年 3 月 28 日

令和 5 年度栃木県議会
第 400 回臨時会議議案(1)

令和5年度栃木県議会 第400回臨時会議議案（1）目次

第1号議案	令和5年度栃木県一般会計補正予算（第6号）	3
第2号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	16
第3号議案	栃木県県税条例の一部改正について	18
第4号議案	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	21
第5号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正について	26
第6号議案	損害賠償の額の決定及び和解について	28

第1号議案

令和5年度栃木県一般会計補正予算（第6号）

令和5年度栃木県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,398,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ994,312,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年3月28日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		39,497,000	153,482	39,650,482
	1 特別法人事業譲与税	36,300,000	153,482	36,453,482
5 地方交付税		149,426,965	△ 308,748	149,118,217
	1 地方交付税	149,426,965	△ 308,748	149,118,217
6 交通安全対策特別交付金		600,000	△ 185,660	414,340
	1 交通安全対策特別交付金	600,000	△ 185,660	414,340
9 国庫支出金		129,028,473	△ 946,365	128,082,108
	1 国庫負担金	42,553,562	△ 341,623	42,211,939
	2 国庫補助金	85,534,416	△ 604,742	84,929,674
12 繰入金		23,275,990	△ 3,752,709	19,523,281
	2 基金繰入金	23,087,458	△ 3,752,709	19,334,749
15 県債		78,906,000	△ 2,358,000	76,548,000
	1 県債	78,906,000	△ 2,358,000	76,548,000

歳	入	合	計	1,001,710,850	△	7,398,000	994,312,850
---	---	---	---	---------------	---	-----------	-------------

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,512,719	△ 51,000	1,461,719
	1 議 会 費	1,512,719	△ 51,000	1,461,719
2 総 務 費		65,922,701	△ 1,329,000	64,593,701
	1 総 務 管 理 費	46,062,354	△ 876,000	45,186,354
	2 企 画 費	5,862,731	△ 21,000	5,841,731
	3 徴 税 費	9,754,884	△ 429,000	9,325,884
	4 市 町 村 振 興 費	1,726,238	△ 3,000	1,723,238
3 民 生 費		113,424,512	△ 2,029,000	111,395,512
	1 社 会 福 祉 費	65,519,019	△ 560,000	64,959,019
	2 児 童 福 祉 費	40,626,358	△ 648,000	39,978,358
	3 生 活 保 護 費	4,251,515	△ 350,000	3,901,515
	5 県 民 生 活 費	2,977,730	△ 471,000	2,506,730
4 衛 生 費		73,903,839	△ 508,000	73,395,839
	1 公 衆 衛 生 費	37,046,088	△ 325,000	36,721,088

	3 保 健 所 費	2,037,925	△ 15,000	2,022,925
	4 医 藥 費	24,884,441	△ 139,000	24,745,441
	5 病 院 費	4,289,237	△ 2,000	4,287,237
	6 環 境 対 策 費	3,086,058	△ 27,000	3,059,058
5 勞 働 費		1,789,592	△ 8,000	1,781,592
	2 職 業 訓 練 費	1,236,785	△ 8,000	1,228,785
6 農 林 水 産 業 費		43,201,718	△ 184,000	43,017,718
	1 農 業 費	10,461,104	△ 32,000	10,429,104
	3 農 地 費	12,298,685	△ 15,000	12,283,685
	4 林 業 費	13,866,625	△ 107,000	13,759,625
	5 水 産 業 費	785,908	△ 30,000	755,908
7 商 工 費		176,324,301	△ 1,539,000	174,785,301
	1 商 工 費	174,191,229	△ 1,521,000	172,670,229
	2 観 光 費	2,133,072	△ 18,000	2,115,072
8 土 木 費		107,724,135	△ 21,000	107,703,135
	1 土 木 管 理 費	4,435,794	△ 21,000	4,414,794

款	項	補正前の額	補正額	計
9 警 察 費		44,149,840	△ 269,000	43,880,840
	1 警 察 管 理 費	42,740,227	△ 269,000	42,471,227
10 教 育 費		176,474,216	△ 1,202,000	175,272,216
	1 教 育 総 務 費	24,956,090	△ 514,000	24,442,090
	2 小 学 校 費	58,454,678	61,000	58,515,678
	3 中 学 校 費	35,037,146	4,000	35,041,146
	4 高 等 学 校 費	36,337,256	△ 416,000	35,921,256
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,077,460	△ 266,000	14,811,460
	6 社 会 教 育 費	1,486,645	△ 62,000	1,424,645
	7 保 健 体 育 費	5,124,941	△ 9,000	5,115,941
11 災 害 復 旧 費		1,304,871	△ 104,000	1,200,871
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	203,431	△ 29,000	174,431
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,099,807	△ 75,000	1,024,807
12 公 債 費		94,335,256	△ 100,000	94,235,256
	1 公 債 費	94,335,256	△ 100,000	94,235,256

14 予備費		500,000	△ 54,000	446,000
	1 予備費	500,000	△ 54,000	446,000
歳出合計		1,001,710,850	△ 7,398,000	994,312,850

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高 等 学 校 運 営 費	5,673

第3表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等施設整備費	3,965,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	3,910,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
社会福祉施設整備費	606,000	同 上	同 上	同 上	582,000	同 上	同 上	同 上
土地改良事業費	2,310,000	同 上	同 上	同 上	2,240,000	同 上	同 上	同 上
林道事業費	59,000	同 上	同 上	同 上	54,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
治山事業費	978,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	914,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
県単治山事業費	88,000	同	上	同	上	85,000	同	上	同	上
自然公園等施設整備費	209,000	同	上	同	上	207,000	同	上	同	上
国庫補助道路事業費	16,728,000	同	上	同	上	15,804,000	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	10,019,000	同	上	同	上	9,638,000	同	上	同	上
国庫補助砂防費	1,825,000	同	上	同	上	1,725,000	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	2,801,000	同	上	同	上	2,701,000	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園緑地整備費	141,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	140,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
県営住宅建設事業費	920,000	同上	同上	同上	919,000	同上	同上	同上
県有建築物耐震化推進事業費	121,000	同上	同上	同上	120,000	同上	同上	同上
直轄道路事業負担金	1,638,000	同上	同上	同上	1,508,000	同上	同上	同上
直轄河川事業負担金	2,303,000	同上	同上	同上	2,222,000	同上	同上	同上
直轄砂防事業負担金	1,646,000	同上	同上	同上	1,606,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地方道路等整備事業費	9,535,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	9,101,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
河川等整備事業費	4,111,000	同 上	同 上	同 上	4,089,000	同 上	同 上	同 上
地域活性化事業費	1,186,000	同 上	同 上	同 上	1,145,000	同 上	同 上	同 上
警察施設整備費	270,000	同 上	同 上	同 上	262,000	同 上	同 上	同 上
交通安全施設整備費	391,000	同 上	同 上	同 上	372,000	同 上	同 上	同 上
学校施設整備費	5,603,000	同 上	同 上	同 上	5,515,000	同 上	同 上	同 上
教育施設等整備費	538,000	同 上	同 上	同 上	546,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農林水産施設災害復旧費	82,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	70,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
土木施設災害復旧費	113,000	同 上	同 上	同 上	353,000	同 上	同 上	同 上

第2号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月28日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>災害応急作業等</u> に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(17) 略</p> <p><u>(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第26条 <u>災害応急作業等</u> に従事する職員の特殊勤務手当は、<u>職員が、異常な自然現象等</u></p> <p><u>により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又は</u> <u>その周辺において、人事委員会規則で定める作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>2,160円</u>を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>公共土木施設災害応急作業</u> に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(17) 略</p> <p><u>(公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第26条 <u>公共土木施設災害応急作業</u> に従事する職員の特殊勤務手当は、<u>人事委員会の指定する職員が、河川法(昭和39年法律第167号)又は道路法(昭和27年法律第180号)の規定により知事又は県が管理する河川又は道路のうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある河川の堤防等又は道路若しくはその周辺において、人事委員会規則で定める作業に従事したとき</u> <u>支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>800円</u>を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。</p>

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年栃木県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の2 災害応急作業等手当</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第6条 <u>災害応急作業等手当は、職員が、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において、教育委員会規則で定める作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき2,160円を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>第7条及び第8条 削除</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>第6条から第8条まで 削除</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）及び第2条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 改正後の特殊勤務手当条例第26条の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第26条の規定に基づいて支給された公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、改正後の特殊勤務手当条例第26条の規定による災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

第3号議案

栃木県県税条例の一部改正について

栃木県県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収金の納付等)</p> <p>第12条 徴収金（証紙徴収による徴収金を除く。）は、納付書又は納入書によって県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項（指定公金事務取扱者）</u>の規定により<u>県税</u>の収納の委託を受けた者に納付又は納入しなければならない。ただし、規則で定める会計職員（徴税吏員である者に限る。）に納付又は納入するときは、この限りでない。</p> <p>(県民税の納税義務者)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、<u>地方自治法</u>第260条の2第7項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項（変更の登記）に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により</p>	<p>(徴収金の納付等)</p> <p>第12条 徴収金（証紙徴収による徴収金を除く。）は、納付書又は納入書によって県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項</u>の規定により<u>地方税</u>の収納の委託を受けた者に納付又は納入しなければならない。ただし、規則で定める会計職員（徴税吏員である者に限る。）に納付又は納入するときは、この限りでない。</p> <p>(県民税の納税義務者)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）</u>第260条の2第7項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項（変更の登記）に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により</p>

法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項（確定申告）の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4・5 略

（個人の県民税の賦課徴収に関する報告）

第25条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を当該年度の6月30日までに知事に提出するものとする。

(1) 略

(2) 個人の県民税及び個人の市町村民税の均等割並びに森林環境税の課税額の総額

(3) 個人の県民税及び個人の市町村民税の所得割の課税額の総額

(4) 個人の県民税の課税額、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合

2～4 略

附 則

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第25条 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第77条の規定にかかわらず、100分の3とする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため

法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項（確定申告）の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4・5 略

（個人の県民税の賦課徴収に関する報告）

第25条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を当該年度の6月30日までに知事に提出するものとする。

(1) 略

(2) _____ 県民税及び _____ 市町村民税の均等割 _____ の課税額の総額

(3) _____ 県民税及び _____ 市町村民税の所得割の課税額の総額

(4) 個人の県民税の課税額と個人の市町村民税の課税額 _____ の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合

2～4 略

附 則

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第25条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第77条の規定にかかわらず、100分の3とする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため

の特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第161条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 略

の特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第161条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（徴収金の納付等に関する経過措置）
- 2 改正後の第12条の徴収金は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条の規定により地方税の収納に関する事務を行わせる者に納付又は納入することができる。
（個人の県民税に関する経過措置）
- 3 改正後の第25条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（この条例の失効）
- 4 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）が成立しないとき、その他同法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(省令第58条において準用する場合を含む。) _____ 中「2年間」とあるのは「5年間(第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第73条の2第2項及び第191条の3第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第82条の2第2項及び第118条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第90条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第3号及び第4号 _____ に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第192条の11第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第204条の2第2項(省令第206条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)」とする。

(記録の整備)

第6条 指定居宅サービス等の事業を行う者は、省令第39条第1項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の3第1項(省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第1項、第82条の2第1項、第90条の2第1項、第104条の4第1項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第1項、第139条の3第1項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第1項(省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第1項、第192条の11第1項、第204条の2第1項(省令第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第1項の諸記録のうち居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費及び居宅介護福祉用具購入費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(人員、設備及び運営に関する基準) 第4条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	(人員、設備及び運営に関する基準) 第4条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(省令第58条において準用する場合を含む。) 及び第90条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第3号及び第4号 _____ に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第73条の2第2項及び第191条の3第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第139条の2第2項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)及び第154条の2第2項(省令第155条の12において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第192条の11第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、省令第204条の2第2項(省令第206条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間(第5号及び第6号 _____ に掲げる記録にあっては、2年間)」とする。

(記録の整備)

第6条 指定居宅サービス等の事業を行う者は、省令第39条第1項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の3第1項(省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第1項、第82条の2第1項、第90条の2第1項、第104条の4第1項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第1項、第139条の2第1項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第1項(省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第1項、第192条の11第1項、第204条の2第1項(省令第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第1項の諸記録のうち居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費及び居宅介護福祉用具購入費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第39条第2項（省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第82条の2第2項、第104条の4第2項（省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の3第2項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第53条の3第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）及び第90条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第73条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第7号及び第8号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第191条の3第2項

中「2年間」とあるのは「5年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第192条の11第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間）」とする。

は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第39条第2項（省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第104条の4第2項（省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第139条の3第2項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第53条の3第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第73条の2第2項及び第191条の3第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第82条の2第2項及び第118条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第90条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第192条の11第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間）」とする。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)	(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）第92条第2項及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第73条第2項_____中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第7号及び第8号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第83条第2項、第122条第2項、第141条第2項（省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）及び第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第244条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間）」と_____

_____、省令第261条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第275条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間）」とする。

介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）_____及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第73条第2項及び第244条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第6号及び第7号_____に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第83条第2項及び第122条第2項_____中「2年間」とあるのは「5年間（第4号及び第5号_____に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第92条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第141条第2項（省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）及び第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第261条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあつては、2年間）」と、省令第275条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間）」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年6月1日から施行する。

第5号議案

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正について

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月28日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年栃木県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>当分の間、特定日（職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員にあっては、同条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた日）をいう。以下同じ。）が施行日以後である職員についての特定日以後の附則第2項の規定の適用については、同項中「へき地手当の月額（以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。）」とあるのは「へき地手当の月額」と、「施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額」とあるのは「附則第4項に規定する特定日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額の算定の基礎として用いられた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）及び扶養手当の月額の合計額に栃木県公立学校職員給与条例第9条の2第2項に規定する支給割合を乗じて得た額（以下「7割措置後算定額」という。）」と、「当該施行日前のへき地手当の月額」とあるのは「当該7割措置後算定額」とす</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年4月18日の那須塩原市における豚熱防疫措置中の事故について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和6年3月28日 提出

栃木県知事 福田 富 一

1 損害賠償額 3,310,167円